

令和5年4月3日
独立行政法人都市再生機構中部支社

令和5・6年度工事希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構中部支社における令和5・6年度工事希望調査を次のとおり実施します。

本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。

1 調査対象工事区分等

- (1) 4(1)③の事務所等において、令和5年7月1日(土)以降、指名競争入札により発注が見込まれる工事に係る工事区分（別掲「令和5・6年度調査対象工事区分表」を参照。）を対象とします。
- (2) 調査は工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。

2 調査資料の提出要件

当機構中部地区における令和5・6年度の建設工事競争参加資格の認定を受け、工事区分毎に定める要件（格付、地理的条件、技術的適性等）を満たしている者とします。

なお、令和5・6年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。

3 調査資料の作成要領の交付

調査資料の作成要領は、当機構ホームページからのダウンロードにより令和5年4月10日(月)から交付します。

4 調査資料の受付

調査資料は、希望する工事区分ごとに作成し、提出が必要です。

(1) 定期受付

① 受付方法

簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可。

② 受付期間

令和5年4月10日(月)から令和5年4月21日(金)まで(必着)

③ 受付単位・送付場所

希望する工事区分ごとに調査資料を作成し、送付場所に送付してください。
(調査資料は、工事区分ごとに中部地域で作成してください。)

No	事務所・地域名	所在地
1	中部地域	(受付場所：名古屋住まいセンター)
	名古屋住まいセンター	愛知県名古屋市中区金山1-12-14 金山総合ビル6階
	大曾根住まいセンター	愛知県名古屋市中区東区矢田1-3-33 名古屋大曾根第一生命ビル4階

送付場所：独立行政法人都市再生機構業務受託者

(株) URコミュニティ名古屋住まいセンター

〒460-0022

名古屋市中区金山1-12-14 金山総合ビル6階

電話：052(332)6711

※ 複数の工事区分について調査資料を提出する場合は、工事区分ごとに調査資料(調査票及び添付資料)をクリップ止めしてください。

(2) 追加受付(随時)

① 受付方法

簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可

② 受付期間

令和5年7月1日(土)から令和7年3月31日(月)まで(必着)

③ 受付単位・送付場所

(1) ③と同じ。

(3) 調査資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等のため、ヒアリング等を行うことがあります。なお、その場合のヒアリング等は、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティの担当部署が行います。

5 その他

(1) この調査は、調査対象工事の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。

(2) 提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

(3) 提出された調査資料は、原則として返却しません。

(4) 工事発注手続きに当たっては、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティの各住まいセンターから連絡等を行います。

(5) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)の施行により、公共工事の発注者には工事の品質確保のために入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

総合評価方式の詳細については、当機構ホームページに掲載されている総合評価方式実施ガイドラインによりご覧になれます。

(6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以 上

《本掲示に関する問合せ先》

●工事区分表及び調査票作成に関する問い合わせ先

URコミュニティ名古屋住まいセンター技術サポート課

052(332)6711

●建設工事競争参加資格に関する問い合わせ先

都市再生機構中部支社 総務部経理課

052(968)3315

令和5・6年度調査対象工事区分表

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R4年度 発注件 数	機構が定める要件		
				格付等 (※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
保全 建築	(1)住戸内 建築等修 繕工事	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ製建具の改修工事 ・鋼製建具のアルミ化工事 ・外回り木製建具アルミ化工事 ・洗濯排水設備設置工事 ・室外機置き場設置工事 ・他 	0件	保全建築 登録業者 のうち中 小企業に 該当する 者	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の住戸内建築等修繕工事の施工実績（1件当たり500万円以上）があること。</p>	<p>RC造、SRC造の居住中の共同住宅（社宅、単身寮、リゾートマンション及びこれに類するものを除く。以下、本表において同じ）において、工事内容に記載した同種の住戸内建築等修繕工事について、過去15年間に元請け又は下請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>[元請けの場合]</p> <p>① 工事内容に記載した同種工事で1件当たり500万円以上の元請けとしての施工実績があること。</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外。）</p> <p>③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること※5。</p> <p>[下請けの場合]</p> <p>① 工事内容に記載した当機構発注の同種工事で2件以上の1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 （空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外。）</p> <p>③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること※5。</p>

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。 ※2 表中の「過去15年間」とは、平成20年4月1日から令和5年3月31日までとする。 ※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。） ※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県（都・府）以外の施工実績も可とする。 ※5 畳及びふすま工事の施工実績については、500万円未満でも可とする。

保全建築	(2) 共用部建築等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> ・共用階段・廊下手摺設置工事 ・階段室床防水工事 ・防風スクリーン等修繕工事 ・落下防止庇修繕・設置工事 ・施設整備工事（エントランス改修工事、集会所等の増改築工事、中層 EV 設置工事） ・共用廊下床シート修繕工事 ・勾配屋根改修工事 他 	1 件	保全建築登録業者のうち中小企業に該当する者	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の共用部建築等修繕工事の施工実績（1 件当たり 500 万円以上）があること。</p>	<p>RC 造、SRC 造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の共用部建築等修繕工事について、過去 15 年間に元請け又は下請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>[元請けの場合]</p> <p>① 工事内容に記載した同種工事で 1 件当たり 500 万円以上の元請けとしての施工実績があること。</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。</p> <p>③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルうち、延べ 3 工種以上の施工実績があること。</p> <p>[下請けの場合]</p> <p>① 工事内容に記載した当機構発注の同種工事で 2 件以上の 1 件当たり 500 万円以上の下請けとしての施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。</p> <p>③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ 3 工種以上の施工実績があること。</p>
	(3) 外壁等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁等修繕工事（1 棟単位） ・耐震改修工事（スリット設置等簡易な工事） 	0 件		<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の外壁等修繕工事を元請けとして施工実績（1 件当たり 500 万円以上）があること。</p>	<p>RC 造、SRC 造の 5 階以上の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の外壁等修繕工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>① 工事内容に記載した同種工事を 1 棟単位（30 戸以上の建物）での施工実績があること。</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。</p> <p>③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、いずれの施工実績にも、左官、塗装、とびの 3 工種が含まれていること。</p> <p>④ 外壁等修繕工事以外の工事を含め、建設業法で定める③の工種のうち、延べ 4 工種以上の施工実績があること。</p>

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 1 号に該当する者（資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 3 百人以下の会社及び個人）とする。 ※2 表中の「過去 15 年間」とは、平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。 ※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。） ※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県（都・府）以外の施工実績も可とする。 ※5 畳及びふすま工事の施工実績については、500 万円未満でも可とする。

塗装	(1) 塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・外回り鉄部・建具塗装工事 ・屋外工作物塗装工事 ・屋内壁塗装工事 他 	4 件	塗装登録業者のうち中小企業に該当する者	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の塗装工事を元請けとして施工実績（1 件当たり 200 万円以上）があること。</p>	<p>RC 造、SRC 造の居住中の共同住宅において、住戸内における塗装工事について、過去 15 年間に元請け又は下請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>[元請けの場合]</p> <p>① 工事内容に記載した同種工事で 1 件当たり 200 万円以上の元請けとしての施工実績があること。</p> <p>[下請けの場合]</p> <p>② 工事内容に記載した当機構発注の住戸内の鉄部塗装工事で 2 件以上の 1 件当たり 200 万円以上の下請けとしての施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）</p>
防水	(1) 防水工事	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根防水工事 ・バルコニー床防水工事 	0 件	防水登録業者のうち中小企業に該当する者	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の防水工事を元請けとして施工実績（1 件当たり 500 万円以上）があること。</p>	<p>RC 造、SRC 造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の防水工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の施工実績があること。</p>

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 1 号に該当する者（資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 3 百人以下の会社及び個人）とする。 ※2 表中の「過去 15 年間」とは、平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。 ※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。） ※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県（都・府）以外の施工実績も可とする。 ※5 畳及びふすま工事の施工実績については、500 万円未満でも可とする。

保全 土木	(1) 土木修繕等工事	主に車両が通行する場所・施設、排水管渠及び敷地基盤を維持する施設に係る修繕・改良工事で以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管渠修繕等工事(汚水・雨水) ・外柵(塀含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	1 件	保全土木登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の土木修繕等工事を元請けとして施工実績（1 件当たり 500 万円以上）があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして道路修繕工事及び排水管渠修繕工事の施工実績があること。 ② 既成市街地における供用開始済みの公道、公園又は緑道において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして道路修繕工事及び排水管渠修繕工事の施工実績があること。 ③ 当機構発注の土木修繕等工事で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の下請けとして道路修繕工事及び排水管渠修繕工事を含む 5 件の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。） ※なお、①②③いずれの場合についても道路修繕工事及び排水管渠修繕工事の施工実績は同時施工か単独施工か、及び契約形態は問わないものとする。
造園	(1) 造園再整備工事	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事で以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外柵含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	0 件	造園 B 造園 C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請けとして施工実績（1 件当たり 500 万円以上）があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の下請けとして 5 件以上の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。） ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 1 号に該当する者（資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 3 百人以下の会社及び個人）とする。※2 表中の「過去 15 年間」とは、平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。 ※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。） ※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県（都・府）以外の施工実績も可とする。 ※5 畳及びふすま工事の施工実績については、500 万円未満でも可とする。

電気	(1)電気設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・共用灯設備修繕工事 ・屋外灯設備修繕工事 ・内蔵蓄電池修繕工事 ・住宅用火災警報器修繕工事 ・インターホン設備修繕工事 ・消防用設備修繕工事 他 	2件	電気B	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の電気設備修繕等工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。</p>	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① R C造、S R C造の居住中の共同住宅において、電気設備修繕等工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。</p> <p>② 当機構発注の電気設備修繕等工事で、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして5件以上の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）</p>
				電気C		
管	(1)機械設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管改修工事 ・排水管改修工事 ・水道メーター修繕工事 ・給水ポンプ修繕工事 ・排水ポンプ修繕工事 他 	6件	管B	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の機械設備修繕等工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。</p>	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① R C造、S R C造の居住中の共同住宅において、機械設備修繕等工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。</p> <p>② 当機構発注の機械設備修繕等工事で、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして5件以上の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）</p>
				管C		

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。 ※2 表中の「過去15年間」とは、平成20年4月1日から令和5年3月31日までとする。 ※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。） ※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県（都・府）以外の施工実績も可とする。 ※5 量及びふすま工事の施工実績については、500万円未満でも可とする。